

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第四号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の四」を「第三十七条の五」に改める。

第八条第三号中「雇用並びに」を削る。

第三十二条第二号を次のように改める。

二 警察本部長の秘書に関する事。

第三十二条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 警察署協議会に関する事。

四 県議会その他関係機関との連絡に関する事。

第四十七条第一項中「警視」の下に「警部」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百五十四号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十年三月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有 効 期 限
独立行政法人国立病院
機構長良医療センター
岐阜市長良一三〇〇番地七
平成三三・二・二八

岐阜県告示第二百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部を変更したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

漁業権者の名称及び住所		漁業権の免許番号		変更の内容		遊漁規則施行の日
根尾川筋漁業協同組合 本巣市山口八九七番地		内共第七号		一 釣り専用区の新設	平成二〇・三・二二	
区域	根尾川の管瀨川合流点から上流、樽見鉄道木原鉄橋までの区域	期間	組合が定める日から十二月三十一日まで	漁具・漁法	あゆの友釣・あゆの針釣・雑魚の餌釣・雑魚の針釣	
魚種	あゆ	額	二 現場加算料の額の変更			
雑魚		一、〇〇〇円				

岐阜県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	神池戸田線	揖斐郡池田町上田字上ノ田一七八番地先から同郡同町六之井字上向一七四番二地先まで	前	七・八 三・五	二六・七〇	
			後	一〇・一 三・〇	二六・七〇	

岐阜県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)	
県道	神池戸田線	揖斐郡池田町上田字上ノ田一七八番地先から同郡同町六之井字上向一七四番二地先まで	前	七・八 三・五	二六・七〇	
			後	一〇・一 三・〇	二六・七〇	

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	四百十八号	美濃加茂市山之上一町字上藤二八四番一地从先から同市同町一八番一地从先まで	前	七・〇 三・〇	一五・〇	
			後	七・〇 三・〇	一五・〇	

岐阜県告示第二百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	四百十八号	美濃加茂市山之上一町字上藤二八四番一地从先から同市同町一八番一地从先まで	前	七・〇 三・〇	一五・〇	
			後	七・〇 三・〇	一五・〇	

図面及び関係表示の敷地を分けるに及ぶ

美濃加茂市山之上町字重峰三二一八番一地从先から	加茂郡川辺町下川辺字山楠一三一一番一地从先まで	加茂郡川辺町下川辺字山楠一三一一番一地从先から
後B	前	後
ハ 三〇	二〇 三〇	二〇 三〇
三六〇	二〇〇	二〇〇

岐阜県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一般国道	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
二百五十六号	加茂郡東白川村神土字西根三	五〇九番三	地先から	四六〇	平成二〇・三・二六	平成二〇・三・二二
	同郡同	村同	字同			
	五〇九番一	地先まで				

岐阜県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

県道	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
多治見線 恵那線	多治見市下沢町三丁目二番一地从先から	同市同	町三丁目三五番一地从先まで	三六〇	平成二〇・四・一	平成二〇・三・二七

岐阜県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

県道	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
釜戸吉線	瑞浪市日吉町字町屋四九七三番一地从先から	同市同	町字中切五〇八六番一地从先まで	三四〇	平成二〇・四・一	平成二〇・三・二七

岐阜県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	百五十六号		大野郡白川村大字平瀬字高ダイ五二六番一―二地先から同郡同村大字同字同五一六番五六地先まで	一五・〇	平成二〇・四・一五	平成二〇・一・三

岐阜県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は変更の告示年月日ほか）

県道	稲川越	飛騨市河合町稲越字家ノ下二番九地先から同市同町大谷字かいつ五五九番一地先まで	五三・〇	平成二〇・四・三〇	平成一六・三・九
----	-----	--	------	-----------	----------

岐阜県告示第二百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の二の規定により指定構造計算適合性判定機関を指定したので、同法第七十七条の三十五の五第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

名称	住所	構造計算適合性判定業務を行う事務所所在地	構造計算適合性判定業務開始日
財団法人日本建築センター	東京都千代田区外神田六丁目一番八号	東京都千代田区外神田六丁目一番八号 大阪府中央区南本町一丁目七番一五号	平成二〇・四・一
財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	同
財団法人日本住宅・木材技術センター	東京都港区赤坂二丁目二番二号	東京都港区赤坂二丁目二番二号 東京都江東区新砂三丁目四番二号	同

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第三号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第一項の規定に

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年三月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人災害建造物復旧・復興支援会議
- 三 代表者の氏名 篠田 正孝
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市水海道五丁目一番一四号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地震・水害などの被災支援と被災建造物を

を中心とした災害復旧・復興支援を専門家・企業・行政・住民の協力を得て被災地での組織作りを行い速やかに災害復旧・復興支援を行う。また、平常時の地域での防災への取組みの啓発・支援活動などを行い、災害復旧・復興支援、安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

平成二十年岐阜県保育士試験の実施

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十八条の八の規定により、平成二十年岐阜県保育士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）第二十條の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十八条の九第一項の規定により指定試験機関に指定した社団法人全国保育士養成協議会が行います。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日程及び会場

1 筆記試験

平成二十年八月七日（木）及び同月八日（金）

期日	時間
午前九時三十分から	午前九時三十分から
午前十一時	午前十一時から
午後一時	午後一時から
午後二時	午後二時から
午後三時	午後三時から
午後四時	午後四時から

八月七日（木）

社会福祉

児童福祉

発達心理学

精神保健

小児保健

期日	時間
八月八日（金）	午前九時三十分から
小児栄養	午前十一時から
保育原理	午後一時から
教育原理	午後二時から
養護原理	午後三時から
保育実習理論	午後四時から

2 実技試験

筆記試験全科目合格者について、平成二十年十月十三日（月・祝）実施

3 試験会場

大垣女子短期大学 大垣市西之川町一 一〇九

二 申請受付期間

平成二十年四月一日（火）から

同 年五月十三日（火）まで

三 申請受付場所

受験申請書と一緒に配布する封筒により、社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センターまで、簡易書留で郵送してください。

なお、五月十三日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

四 受験手数料

一、七〇〇円 受験手数料の納入方法は保育士試験の手引きをご覧ください。

五 合格発表等

合格者の発表は、社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センターより、受験者全員に合格通知書を送付します。

なお、合格者には「保育士試験合格通知書」を、一部科目合格者には「保育士試験一部科目合格通知書」を送付します。

六 試験問題の公開

平成十七年から平成十九年までの岐阜県保育士試験問題については、情報公開総合窓口（県庁二階 電話 〇五八 二七二 一一三八）において公開しています。

七 その他

1 保育士試験の手引き及び受験申請書の配布方法並びに配布時期及び配布場所

(一) 郵送配布

平成二十年四月一日(火)から受付・配布開始

百四十円切手をはったあて先明記の角二号返信用封筒を同封のうえ、封筒の表に「保育士試験の手引き請求」と朱書きし、次のあて先まで郵送で請求してください。

なお、申請受付期間に間に合うよう、四月末日までには申請書を入手してください。

住所 〒一七一 八五三六 東京都豊島区高田三一 一九 一〇

名称 社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

2 連絡先(問い合わせ先)

社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

電話 〇二二〇 四一九四 八二

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))